会議録兼報告書

会議名	第4回 伊那市民憲章策定委員会	
日時	平成 27 年 11 月 24 日 (火) 午前 10 時 00 分から午後 11 時 30 分	
場所	庁議室	
	委員	
出席者		氏名
	所属	八 石
	委員長	井上 康良
	副委員長	北原 紀孝
	委員	西村 美里
	委員	中村 繁子
	委員	黒河内 貴
	委員	中村 正
	委員	山岸 眞由美
	委員	宮脇 瑞穂
	委員	鈴木 岬
	委員	小林 眞由美
	事務局	
	所属	氏名
	総務部長	原 武志
	総務課長	馬場 文教
	庶務係長	白鳥 英一
	庶務係	有賀 恵
議題	(1) 市民憲章 (素案) について	
	①パブリックコメントのまとめについて	
	②市民憲章の構成について (2) その他	
 資 料	資料1 伊那市民憲章 (素案) に対する意見検討シート及び委員会の考え方	
	資料2 市民憲章の構成について	
	資料3、4 市民憲章(縦書き、横書き)	

(委員長)

この部分を公表していくときにはどうするかということが問題になりますけれど、そのもととなる 今日の検討であるので、3と4の箇所にありますように縦書き横書きを含めて8つの形がありますけれど、ご意見をいただければと思います。

(委員)

結びの「エピローグ」という文言は、行を空けるだけでつけなくてもいいと思います。 全体でひとつのかたちと思います。

(委員長)

前回、前文や本文、後文という文言を外して全体的にひとつのつながりをつけた。

エピローグの一言も外し、全体をひとつのものとしてはいかがか、というご意見ですね。他にご意見はありませんか。

(委員)

確かに、エピローグや結びはいらないと思います。

それと縦書きについて、「○」や「一」、「・」はいらないと思います。というのも、全てが一連のものとして伊那市市民憲章であるというかたちから、そのほうがすっきりするのかなと思います。

ただ前文のところで、改行をしたほうがいいと思います。「雄大な山々に抱かれ、」と「豊かな自然のもと、」で改行を行い、次の行では「まちをつくり、」と「創造するため」で改行をしたほうが、文章の体が整う気がします。

(委員長)

エピローグは取って、そして文章を区切りながら、全体の構成を整えるというかなり具体的なご意見を頂きました。

(委員)

反対するようですが、改行は2段目やエピローグの部分でしっかりされています。最初の部分は普通の文章であるため、改行はせずに原文のままが良いと思います。

それと、「・」や「一」を外すのは反対です。

この部分が市民憲章で一番大事な部分であるため、ここを強調したいと思います。

あと結びの部分についてですが、皆様の御検討にお任せするところですが、ここは私としては、「前 文と本文を読んできたあとに、あらためて伊那市に生きる喜びと市民憲章への期待の思いをしらべよ く記した結びの言葉」と思っています。なので、「結び」という言葉が使えると一番良いと思います。 いずれにしても、本文と結びの部分の違いはつけたほうがいいので、「ー ~~」、「ー ~~」とい った形が好ましいと思います。

(委員長)

伊那市に生きる喜びをしらべよく結びの言葉とする、というのは思いとしてのもので、「結び」と

いう言葉を使うのですね。

(委員)

「結び」という言葉を使うか使わないかは検討次第です。

(委員)

エピローグの部分についてですが、文言ごとに「、」がついているのですが、ここは程よく文章のよさを表すために、間を空けて「、」は無いほうがいいと思うのですが。

(委員)

長谷村憲章の場合は碑に彫りこんでもらったが、もし伊那市民憲章も碑に彫りこむとした場合、いまのこのままでは序文部分は一文が長すぎて一行には収まらない。

全体の文言としてはいいんですが、碑などに残す事を考えるとどこかで切って改行しなくてはならない。

(委員長)

横と縦か、「、」の入れ方や「、」をなくす、石碑のことは分けて考えたほうがいいと思います。こういうものを石碑のことは別にして、全体のまとまりとして出すときには、縦の形式がいいのか横の形式がいいのか、まずはそれを決めたほうがいいと思います。 いかがでしょうか。

(委員)

縦の形式と横の形式では折り返しの関係で、当たり前ですけど同じ一文でも改行されている場所が 違いますよね。このあたりを統一しておいた方がいいと思います。

それと最後の詩文のところは、「、」を外して間を空けることで十分だと思います。 また本文の部分は、「。」は要らないと思います。

(委員)

横書きにしても縦書きにしてもおかしくない形式にしないといけないですね。

(委員長)

ほとんどの市町村では横書きにしているのでしょうか。

(事務局)

それぞれですね。知立市では縦書きで公民館の講堂に書いてありましたが、パンフレットを見ると 横書きになっていました。その場その場に沿う形で使われている感じですね。

(委員)

字の大きさや強調もあると思うので、改行は重要になると思う。

(委員長)

まず、結び文に「、」はいらないと私は思うのですがいかがでしょうか。

(一同異議なし)

(委員長)

では、句読点は無しとして、ひとつ間を空けることにします。

「結びに」という言葉を入れるか入れないか、両方のご意見がありましたがいかがでしょうか。

(委員)

入れなくていいと思います。

それほど長い文章ではありませんので、全体が市民憲章という感じで良いと思います。

(委員長)

よろしいでしょうか。

では、「結びに」は入れず、その代わりにここは一行空ける。ここだけでなく、前文と本文の間も空けるということでよろしいでしょうか。

(一同異議なし)

(委員長)

次は、縦書きと横書きということによって、行の中に収まる文字数によって、行数が変わるという こともあります。どの部分で改行を行うか、特に横書きのときに難しいと思います。

(委員)

用紙のサイズによって変わってきますし、唱和文のあたりはもう少し字体が大きくなるのでは、と 思うんですよね。

字のデザインや大小、強調はレイアウトの問題ですが、横書きにしても縦書きにしても読みやすいデザインにしないといけないと思います。

あと、唱和文の下にある「。」はいらないと思います。

(委員長)

このあたりはいかがでしょうか。

(委員)

上に点をつけているという事は句読点をつけているわけだから、ひとつの文章という形式なので、多くの自治体では「。」がついている形ですね。 2, 3の自治体では付いていませんが、その場合は句読点が無く文章が一文になっているために「。」の必要が無く付けていない市町村があります。中には空白にしている自治体もありますが、ほとんどの場合は「。」の付く形なのかなと思います。例えば、上田市は空白にしてつけていません。

(委員長)

安曇野市は句読点がありますが、「。」はついていませんね。

(委員)

文章としては句読点だから、読点があって句点が無いのは私としては違和感を感じるので、付ける のなら両方つけたほうがいいと思います。

(委員)

長い文章の場合、読みやすくするために句読点を使うのですが、この市民憲章の文章では必要ない と思います。

(委員長)

つまり、「自然を愛し」の場合には、中の「、」をとり最後の「。」を外した形も考えられるという ことですね。様々な形が考えられますね。

(委員)

唱和文の箇所は、「一 ~~」という形で、それは入れるということですよね。 あるいは「○」にするか「・」にするか。そういうことになればやっぱり、文章の最後は「。」があったほうがいいと思います。

(委員)

数字の「1」は考えなかったんですか。

(委員)

「1」では少し変だと思います。読むときには「ひとつ」と読みますし、ここは一番強調したい場所なので、重くしておきたいと思います。

(委員長)

これを印字するときには、強調するために太文字にしたりフォントサイズを大きくしたりとレイアウトで調整するとおもいます。

(委員)

先ほどのお話になりますが、「一」を入れようとすると句読点がいると思います。 ただ、句読点を入れると法律のように見えてしまう気がするので私は好きではないです。

(委員長)

文頭に「一」をいれるなら句読点は必要ということですね。 なにもつけなければ、句読点も必要ないと。

(委員)

頭につけるかどうかで変わってきますよね。

(委員)

文頭に「一」等をつけるかつけないかという点では、私は付けたほうがいいと思います。 理由としては、前文で「ここに市民憲章を定めます」と、「ここに」と述べているので、市民憲章の 本体はこの5行の文章だと私は思います。表現としては全体が市民憲章であるということでそれは間違っているとは思いませんが、しかし、「ここで定める」と述べている以上、「ここで定める」以前の文章はあくまで説明であり前文であって、本体はこの5行の文章になると思います。本体が5つある、ということで、別に数字にしなくても良いと思いますけど、「一 ~~」のように強調して前後の文章とは意味が違うと区別したほうがいいと思います。

(委員長)

いかがでしょうか。

やはり、収まりを考えると、縦書きでしょうか。

(委員)

印刷物の様式まではここではわかりません。

(事務局)

資料に縦書き横書きのパターンがありますので、どうもその書式まで決めないといけないか、ということでご議論を頂いているかと思いますが、要は中身でありましてそれをどのように活用するかということになりますと、さきほどの知立市もそうなんですけれど、横文で活用するときもあれば縦文で活用するときもあると思います。

今日の場は、内容についての構成ですね。パブリックコメントにも頂いたのですが、後文の位置づけをどうするか、という流れの中で句読点についてもだいぶ整理されてきました。

先に述べられたとおり、この市民憲章は3つの文章で構成されています。

この憲章について一般の市民の皆様、ご高齢の方も小学生も皆様が読んだときに、この憲章はどういうものでどういう意味なのか、わかりやすいということが一番大事なのではないかと思います。

私の意見ですが、皆様にしっかりご議論いただいて、この憲章がいろんな層の市民の皆様にわかりやすく伝わること。唱和については、特に唱和という行動を求めるものではないのですけど唱和するときも活用できるように。委員の皆様が意思統一できるように。市民の皆様がこの憲章を読んで市民としての誇りを感じられる、そういう憲章にして頂ければと思います。

縦書き横書きという書式については柔軟に対応する部分だと思います。この御理念でまとめて頂きたいと思います。

(委員)

縦書きの場合は「・」があったほうが映えるかなと思います。

(委員)

漢数字と普通の数字の話が出たと思うのですが、普通の数字だと横書きではないかと推定されます。圧倒的に漢数字が多いですね。漢数字の場合は、縦でも横でも違和感がないように思います。普通の数字の場合には、これを縦書きに使うと少し違和感があるような気がします。

(委員)

「一」と書いた後に「.」を入れるか入れないかという点もありますね。

(委員)

縦書きの場合は入ったほうがいい。横書きの場合は要らない。

(委員)

横書きの場合でも、「.」が入ったほうがまとまりがある気がします。

(委員)

構成的に見栄えといいますか、真ん中の大事なところは句読点があってきちんと「。」があることが大事かな、と私は思っています。なので、ぱっとみて見栄えがしてしまりがあるものといったら、「一」ではじまり「。」でしめるのが、とても引き締まると思います。

(委員)

なかなか決まらないですが、漢数字の「一」ということになれば、当然句読点は必要になりますよね。

(委員長)

漢数字に「.」を入れるという形でよろしいでしょうか。

(一同異議なし)

(委員長)

そして、文末について句読点をとった場合のことですが、一文でまとめるという中で句読点をとった場合ということですが

(委員)

それは文頭に「一」も「○」も入れない場合です。「一」などが文頭に入る場合は、句読点がないとしまらない。

(委員長)

わかりました。では句読点は入れることとしましょう。 よろしいでしょうか。

(事務局)

一度整理させてください。

今のところですと、真ん中の箇条書きの部分については、頭に「一.」と入れる。「一.」として文章を書きはじめて、句読点は入れる。こういうことでよろしいでしょうか。

それと結びの文ですが、現在「、」が入っているところを「、」を外して1マス空けて表現する。このとおりでよろしいでしょうか。

あと前文について、区切りをどのようにつけるか、というところがまだご議論の途中だと思うのですが、先ほどの縦書き横書きにつきましても、活用する場所によっていろいろとそのときにどうしていくかという部分が出てきて、それはある程度自由度が無いといけないのかな、という考え方もあると思います。

この前文についても、例えば賞状などを書くときに、どこで区切るかということはそのときにその

文章によって変わります。今後、そういう風になるかどうかわかりませんが、どこかに掲示するときには、そのときに文字の大きさを決めると思いますしどこで切るかということになると思います。

先ほどの案で切っていった場合、最初の行が36文字で次の行が20文字、次が29文字という形になってくると思うんですね。パソコンで入力した場合、どのような形になるのかと。

(委員)

基本的には2行ですよね。これを縦に書いた場合、一行がすごく長くなってしまいます。横に書いた場合も含めて、レイアウトが重要になると思います。縦にした場合でも横にした場合でも、統一した形で提示したほうがいいと思います。

(委員長)

前文の箇所について、ご意見はありませんか。

(委員)

紙の大きさや字の大きさなどにもよって条件は変わってくると思うんですよね。

こういう言い方はなんですけど、市民憲章を使われる方にお任せするというか、市民憲章の中身が変わらなければ、使用されるときの条件に合わせて使っていただければいいと思います。

(委員長)

ここであまりしっかり決めると、市民の皆様がさまざまな状況で市民憲章を使う際に扱いにくくなってしまうかもしれませんね。

(委員)

ただ、横書きにしたときに少し味気ない気がします。字体や大きさを変える等しないと条例の一部 みたいになってしまう気がします。

(委員長)

いろいろな思いと感覚的なことがあるかと思いますが、あまりぎしっと決めてしまうと事務局もまたこの市民憲章を使われる市民の皆様も大変になってしまうかと思います。市民憲章を使う状況は様々な状況が考えられると思いますので、そこまでは触れないという方向でよろしいでしょうか。

(一同異議なし)

(事務局)

結びの詩文なのですが、この市民憲章が3つの文で構成されている中で、最後の詩文の扱いについてどういう位置づけなのかと疑問に感じられる方も居ると思うのです。それについて、さきほど上手にまとめて頂いたような位置づけであると説明できればいいです。公表する上で重要な点ですので。

(委員長)

はい、結びの大切な文章として入れていくということで、この部分の位置づけはそのとおりに。そ して、公表する場合も大事な文章として入れていくことにします。

(委員)

くどいようですがもう一度述べますね。

「あらためて伊那市に生きる喜びと、市民憲章への期待の思いをしらべよく記した結びの言葉」です。

(委員)

実際に公表するときは、一行空ける形で一体化した形式で公表するのでしょうか。

(委員)

そうです。

先ほどの説明は結びの詩文について聞かれたらこういう位置づけだというものです。

(委員長)

市民憲章を公表する際の形式としては、前文、本文、結びの間を一行ずつ空けて書き表すという形式になります。

(委員)

わかりました。

(委員)

公表するときにですが、さきほどの「あらためて伊那市に〜」は、後ろのほうに結びの言葉という ことが出ているので、「あらためて」はいらないと思います。

(委員)

わかりました。

(委員長)

この文章は、なぜここにこの文章が入っているかと聞かれたらこう答えるという委員会としての位置づけです。どこかに書くわけではありません。以前のパブリックコメントに対しても、このようにご説明できます。

(委員)

今の説明文は市民憲章の文章に入らないと思いますが、この内容は私達委員会のメンバーは全員よくわかっているところですが、この思いを文章にして市民の皆様にいかにしてわかりやすくお伝えするかが一番大切なところだと思います。聞かれたら答えるということですが、普通は聞かないと思いますので、この思いが全く伝わらずにここの中だけで終わってしまうのは良くないと思います。責任を果たす意味でも、これを市民の皆様に明確にお伝えするのはいかがでしょうか。

(委員長)

市民憲章を公表するときには、「なぜこの市民憲章ができたか」ということと「思いを伝える」ということは、やはりしないといけないですね。ここだけで理解したり、聞かれたら答えるではなくて、この思いは思いとして明確に出していかないといけないですね。

(委員)

一連の流れの中で最後の主文ということも含めると、説明が必要かというと、どこの市民憲章にも 説明文はありません。あとは感覚的に受け止めるか、受け取る側の問題なのであまり事細かな説明文 をつけることのほうが違和感を感じます。

(委員)

この文章を人に見せたとき、ここがいい、これはどういう意味かということは誰も言いませんでした。わかる人にはわかるというか、年齢的なものもあるのかもしれませんが、感覚の問題ではないでしょうか。強いて言うなら、ということではありますけど。

(委員)

よろしいでしょうか。

他市町村の市民憲章は非常にシンプルなものですけど、私はそれには理由があると思います。誰が見ても、子供が読んでも正確に意味を捉えられるようになっています。なので、結果として面白くないものになっています。でもそれには理由があって、他市町村の市民憲章策定者の方々も、もしかしたら詩文みたいなものを入れたかったのかもしれませんが、詩文というのは情緒的で主観的なものですから、受け取る人によっては好ましく思う人もいれば好ましく思わない人もいるということで、無難なものを選んだものが他市町村のものなんですよね。それで、伊那市ではある意味それではつまらないということで、情緒的にも訴えるようなものを作ろうとしているわけですよね。それなら、作るからにはなるべく伝わるような説明を入れるべきです。わかる人がわかればいい、というのは市民の皆様全体にわかって欲しいということから、不親切なものになってしまうと思います。

(委員長)

様々なご意見がありますが、いずれにしても、私は簡単に考えてみました。

合併10周年という中で、伊那市では市民憲章を策定しましたということを、大きく市報に載せるわけですよね。

(事務局)

そうですね。

(委員長)

なのでコメントとしては、こういう理由で策定して、こういう思いがありますということは、私は 載せていくべきだと思います。もちろん議会でも出るでしょうし、新聞マスコミにも載ると思います。 いろいろな反響があると思います。

(事務局)

様々なご意見を頂いている中ですが。

まず最初に、市長へ答申するときに今策定して頂いているものをただ渡すだけではなくて、ある程度 説明をしたものを含めて答申することになるかと思いますので、その中に今の結びの文の説明は入れ ていく方向で考えておりました。

その後、これは議決事項ではないのですが、議会に報告していく形になると思います。やはりそこでも、報告をする中で説明を含めていく形になると思います。そして市報や新聞マスコミ等で市民の

皆様へおしらせするとか、これは決定事項ではないのですが10周年記念の式典を持つとしたらそこで発表するというようなことになってくるかと思います。

そこの時点では説明はあまり無いと思うのですが、そこに至るまでに説明を加えながらの発表になっていくと思うのですが、そのあたりはそのような方向でよろしいでしょうか。

(一同異議なし)

(委員長)

最後の「その他」という部分も入っていると思いますが、いろいろな思いとかあると思いますが、 事務局のほうでなにか付け加えることはありますか。

(事務局)

ある程度方向性がまとまる中で、市長の答申というものを考えていかなくてはなりません。委員会のほうへおはからいをするということではなくて、正副委員長さんにその場に立ち会っていただくことになるものですから、正副委員長さんに答申案を作った上でお示ししていきたいと考えておりますが、その方向でよろしいでしょうか。本文自体はこのままでいくということなので、その方向でよろしいでしょうか。

(一同異議なし)

(委員)

地域創生の第一歩だと思います。

今、井上井月がかなり話題になるようになってきていますが、そういう雰囲気の伊那市を表す第一歩であると思います。

(事務局)

最終確認ですが、先ほどのとおり前文につきましては、改行位置に注意しながら答申案を作って正 副委員長及び他委員さんに見てもらって、答申案を作らせていただきたいと思います。

本文につきましては、文頭に「一.」といれて句読点を入れながら表現をする、一行空ける。本文の次に一行開けて結びの文につきましては、句読点を無しにして一文字空白を開けて表現させて頂きます。

これだけご確認いただいて、あとは説明の仕方などを含めて正副委員長にご確認いただいて、市長の日程と正副委員長の日程を調整させて頂いたところで市長に答申をさせて頂くということでお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(委員長)

4回にわたる策定委員会ということで、多くの意見を出し合いながら、委員会の皆で練り上げた市 民憲章でありますので、自信をもって出していきたいと思います。事務局のほうでまた作成し、正副 委員長を最後まで検討をしていきます。

(事務局)

作成したものは委員の皆様にはお送りします。

(委員長)

わかりました。では、何かあったときにはご意見を出して頂く形をとりながら、いよいよ市民の皆様の前へ出て行くわけであります。よろしくお願いしたいと思います。皆様の活発なご検討、本当にありがとうございました。

(終了)